

任意継続組合員様

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

令和6年度公立学校共済組合任意継続組合員証等の検認について(通知)

公立学校共済組合では、地方公務員等共済組合法施行規程第97条の規定に基づき、被扶養者の資格確認(以下「検認」という。)を毎年度実施しています。

ついては、別添のとおり「収入状況等申立書」を送付しますので、別紙「任意継続組合員証等検認事務要領」に基づき、下記により必要書類を提出してください。

また、令和6年1月4日付け公共鹿第935号「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて(通知)」に記載の特例措置に該当する場合は、別途、書類の提出が必要になります。詳細については、ホームページをご確認下さい。

記

1 公立学校共済組合任意継続組合員証等の検認

(1) 対象者

令和6年8月1日現在、被扶養者として認定されている者
ただし、次に掲げる者については対象外とする。

① 認定年月日が令和6年4月1日以降の被扶養者

※ 一般組合員(現職又は再任用フルタイム職員、非常勤職員)の被扶養者として認定されていた者が、引き続き被扶養者として認定されている場合は検認の対象とする。

② 中学生以下又は全日制高等学校在学中の子

(2) 提出書類

① 「収入状況等申立書(任意継続組合員用)」(様式1)

② 被扶養者に係る資格確認書類

2 提出期限

令和6年9月30日(月)

※ 郵送又は持参により提出すること。

※ 例年、書類の不足等が多いため、提出前に書類が揃っているか必ず確認してください。

3 留意事項

(1) 基本的に組合員証等の提出は不要。ただし、被扶養者としての要件を満たさなくなった場合は、速やかに取り消しの手続を行うこと。

(2) 被扶養者の資格確認ができない(資格確認書類の提出等がなされない)場合には、被扶養者資格が確認できる日までさかのぼって被扶養者資格を取り消すこと。

提出及び問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
公立学校共済組合鹿児島支部
(県教育庁総務福利課内)
担当 年金給付係 上園・上村
TEL: 099-286-5220 FAX: 099-286-5663